

協会けんぽ

岩手支部

KYOUKAIKENPO IWATESHIBU

1月号

職場の皆さままで回覧を
お願いします

01 「健診受けない」 もったいない



02 「受けっぱなし健診」 もったいない



協会けんぽ 加入者の
みなさまへ

健診の3つの 「もったいない」を なくそう!



健康づくりサイクルを
まわしましょう!



03 「健康づくりを継続しない」 もったいない



健診から始まるサイクルで、3つの「もったいない」をやっていませんか?

「健診受けない」もったいない



01 健診を 毎年受けていますか?

協会けんぽ加入者は健診をお得に
受けられるのに、受けないのはもっ
たいない。

健診を受けて健康状態を確認

「受けっぱなし健診」もったいない



02 健診を受けっぱなしに していませんか?

せっかく健診を受けても、改善に
つなげなければもったいない。

健診結果に応じて行動することで
健康状態を改善

「健康づくりを継続しない」もったいない



03 日々の健康づくりに 取り組んでいますか?

良好な健康状態になっても、それを
継続しないのはもったいない。

食事や運動に気をつけて、
良好な健康状態を維持

健康づくりサイクル



健康づくりサイクルに
ついての特設サイトは
こちら▶



令和6年9月より 代表電話を自動音声によりご案内しております

☎019-604-9009(代表)

【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝・年末年始を除く)

《 音声案内に従って、番号をお選びください 》

お問い合わせ内容に沿った正しい番号をお選びいただくことで、お待たせする時間が短くなります

※音声案内の途中でもお選びいただけます

0 マイナ保険証や資格情報のお知らせ・資格確認書についてのご相談

0

- マイナ保険証
- 資格確認書
- 健康保険証の発行終了
- 資格情報のお知らせ
- オンライン資格確認

1 健康保険制度や申請方法についてのご相談

1

- 傷病手当金
- 療養費(立替払・治療用装具・柔道整復・鍼灸)
- 高額療養費
- 退職後の健康保険(任意継続健康保険)
- 出産手当金
- 高齢受給者証の交付
- 出産育児一時金
- 限度額適用認定証の交付
- 埋葬料(費)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

2 健康診断・保健指導についてのご相談

2

- 生活習慣病予防健診
- 事業者健診(定期健康診断)結果データ提供
- 特定健診
- 健康企業宣言など事業所における健康づくり
- 特定保健指導
- 健診機関からの費用請求

3 交通事故・レセプト・返納金についてのご相談

3

- 負傷原因の照会
- 医療費の返納金
- 第三者行為(交通事故等)
- 労災保険への切り替え
- 協会から返戻されたレセプト(医療機関、薬局)
- 医療費のお知らせ

4 その他のご相談

4

- 保険料率
- 情報提供サービス
- 個人情報開示
- 評議会
- ジェネリック医薬品
- 健康保険委員

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

【対象者】 令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

いわて健康経営アワード2024 受賞事業所が決定しました

いわて健康経営アワードは、働き盛り世代の健康づくりを推進するため、事業所様での取組事例を広く募集し、内容が優良な事業所様を表彰するとともに、その内容を県内の事業所様に広く紹介するため、岩手県、経済団体等と共同で実施しております。

今年度は、27の事業所様から応募があり、そのうち6事業所様が受賞されました。

岩手県知事賞

(最優秀賞)

株式会社 アイディーエス

優秀賞

株式会社 栄組
宮古ヤクルト販売株式会社
株式会社 タカヤ
株式会社総合土木コンサルタンツ

脳卒中予防対策

特別賞

株式会社オリテック21



わんこきょうだい
そばっち

岩手県からのお知らせ

健康経営に積極的に取り組む事業所を知事が認定します。

県では、働き盛り世代の健康づくりを推進するため、「いわて健康経営事業所認定制度」の令和7年度認定事業所の申請を受け付けます。健康経営の実践的な取組のステップアップのため、認定を目指し、多くの健康経営宣言事業所からの申請をお待ちしています。

<認定申請手続き>

- ①認定を受けようとする事業所は、認定申請書に今年度(令和6年度)の取組状況等を記載した評価シートを添付して、県(健康国保課)に申請してください。
- ②5つの認定基準をすべて満たしている事業所を「岩手県健康経営認定事業所」として認定します。認定の有効期間は1年間(令和8年3月末まで)です。
- ③県と協会けんぽ等は、認定事業所が行う従業員等への健康づくりの取組を協働して支援します。

<5つの認定基準>

- (1) 定期健診受診率実質100パーセント
- (2) 受診勧奨の取組
- (3) 食生活の改善、
運動機会の増進等に向けた取組
- (4) 受動喫煙対策
- (5) 健康情報の定期提供

※申請方法や受付期間等の詳細は令和7年1月中に県ホームページと『いわて健康情報ポータルサイト』で公表予定です。

【お問い合わせ先:岩手県保健福祉部健康国保課 電話019-629-5468(直通)】

健康についてのヒントは、「いわて健康情報ポータルサイト」へ!



各種申請の提出は郵送で!



書類により、提出先は2カ所に分れます

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が異なります。必要な申請用紙は、ホームページからダウンロード・印刷してご使用いただけます。郵送での提出にご協力お願いいたします。

**協会けんぽに
ご提出いただく申請書**

**日本年金機構の事務センターに
ご提出いただく申請書**(電子申請がおすすめです)

各申請書の様式は変更する場合があります。

最新の様式は、協会けんぽもしくは日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

<https://www.nenkin.go.jp>

協会けんぽ

検索

日本年金機構

検索



マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者は原則届出不要です。

ホームページでも読めます!

毎月お届けする広報紙を**ホームページ**で掲載中です

PDFデータにより掲載しておりますので、**事業所内での閲覧**にご活用ください。



お問い合わせはこちらまで

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



全国健康保険協会 岩手支部
協会けんぽ

〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル2階
(代表) 019-604-9009

※このお知らせは保険料納入告知書に同封しているため、協会けんぽに加入されていない事業所様にも送付されています。該当しない事業所様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解をお願いいたします。なお、お問い合わせは協会けんぽ岩手支部までお願いいたします。